

第2項 ごみの発生を抑制する

1 普及啓発事業

(1) ごみの減量、リサイクルについての情報発信

区は、ごみの減量やリサイクルについて周知するため、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」などを発行しています。

(2) 清掃事務所の様々な活動

清掃事務所は、ごみの収集・運搬を行うだけでなく、区民・事業者に向けて、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るための様々な指導・啓発活動を行っています。

ア ふれあい指導

資源・ごみの正しい分け方と出し方について、区民・事業者と対話しながら、指導・啓発活動を行っています。

また、集積所の改善や不法投棄の防止などの取組も行っています。

イ ふれあい環境学習

これからの循環型社会を担っていく子どもたちに向け、学校の授業などで「ふれあい環境学習」を行っています。主に小学校4年生や保育園・幼稚園の園児を対象に、「資源やごみの処理の流れ」、「正しい分別のしかた」をパネルや環境学習車（荷箱の中身が見えるスケルトン清掃車）を使って説明しています。

ウ 青空集会

資源・ごみの正しい分け方と出し方や3Rについて、町会・自治会や集積所単位で模擬のごみを使った出前講座を行っています。

エ 大規模建築物に対しての排出指導

延べ床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対して立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関して指導、助言を行っています。

令和6年度は、144件の立入調査を行いました。

また、年2回、事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者に対してオンライン講習会を実施しています。

平成17年度には「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」および「練馬区リサイクル推進条例」を改正し、廃棄物保管場所および再利用対象物保管場所の設置義務の対象を、建築物の延べ床面積3,000㎡以上から1,000㎡以上に変更するとともに、ワンルーム形式の集合住宅も対象に加えて、指導を強化しました。

(3) リサイクルセンター

リサイクル活動の普及促進を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的とし、関町リサイクルセンター（平成 9 年 3 月）、春日町リサイクルセンター（平成 14 年 10 月）、豊玉リサイクルセンター（平成 21 年 4 月）、大泉リサイクルセンター（平成 29 年 4 月）を開設しています。

リサイクルセンターには、展示室、リサイクル工房、情報資料コーナー、実習室（多目的室）、会議室などの施設があり、地域のリサイクル活動の中心施設として環境やリサイクルに関する様々な事業を行っています。

ア 環境・リサイクル講座の開催

古布のさき織り・季節の飾り作りなどのリサイクルに関する講座や、生ごみからのたい肥作り、みどり、プラスチック削減などをテーマに、環境に関する講座を開催しています。

イ 再使用家具と不用品小物などの展示・販売

リサイクルセンターでは、平成 23 年度から粗大ごみの中の再使用可能な家具を低廉な価格で販売する事業を実施しています。不用となった日用雑貨品など小物の展示・販売も併せて行っています。

令和 6 年度は、練馬区資源循環センターから搬入された再使用家具のうち、販売した家具が 6,027 点、販売額が 7,878,430 円でした。また、販売した不用品小物が 125,089 点、販売額が 12,926,040 円でした。

ウ リサイクル情報の収集・提供

リサイクルに関する情報・資料（書籍・視聴覚資料など）を収集し、区民に提供しています。事業内容などを案内するため、各センター共通の情報誌「ゆずりは」を発行しています。

2 食品ロスの削減に向けた取組

令和 5 年度に実施した資源・ごみの排出実態調査では、まったく手つかずのまま捨てられてしまった食品が、可燃ごみの中に 4.3% も含まれていました。これを区の 1 年間の可燃ごみ量に換算すると、約 4,700 t になります。

区は、家庭で食べきれずに余っている未利用食品を持ち寄り、必要としている団体等に提供するフードドライブ事業を平成 29 年 10 月から行っています。

令和 5 年 7 月からは、さらなるごみ減量につなげるため、フードドライブ事業を区内すべてのリサイクルセンターにて、通年で実施しています。

令和 6 年度は、780 件、6,946 点、2,314kg の未利用食品が集まりました。

また、平成 31 年 3 月から、食品ロス削減に取り組む区内飲食店の取組を周知することで広く意識啓発を図り、飲食店から排出される食べ残し等によるごみを削減するため、「おいしく完食協力店」事業を実施しています。

令和 6 年度の登録店舗数は 32 店舗でした。また、「おいしく完食協力店」

と食育に取り組む「ねりまの食育応援店」において、「ねりま食べきりキャンペーン」を開催しました。

3 生ごみの排出抑制

(1) 学校等生ごみの資源化事業

区立施設から排出される生ごみを回収し、肥料化しています。生成した肥料は、一般公募により「練馬の大地」と名づけました。

令和6年度は区立の小・中学校97校、保育園60園、福祉施設5か所および庁舎1か所から回収し、回収量は1,006tでした。

(2) 生ごみ処理機などのあっせん・貸出し

平成5年度から、家庭から排出される生ごみを土にかえす生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っています。

また、平成23年度からは生ごみ処理機の貸出し事業を、令和6年度からは生ごみ処理機のあっせん事業を行っています。

生ごみ処理機などのあっせん・貸出し実績

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
コンポスト化容器あっせん	5	2	3	0	2
生ごみ処理機あっせん	-	-	-	-	35
生ごみ処理機貸出し	8	11	13	33	71

4 不用品の活用（再使用）

(1) リサイクル・マーケットの開催支援

区は、家庭で不用となった衣類や生活雑貨などの地域での再使用を目指して、リサイクル・マーケットを開催する団体を支援しています。区立公園の使用許可申請手続、区報への掲載などを行っています。

令和6年度は、50回のリサイクル・マーケットの開催を支援しました。

(2) 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、平成4年3月から、区内公共施設16か所に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置しています。「譲ります」・「譲ってください」という品物の情報カードを半月間掲示し、交渉と品物の受渡しは当事者双方の責任により行っています。

令和6年度の掲示数は「譲ります」68件、「譲ってください」17件でした。そのうち成立件数は「譲ります」30件、「譲ってください」1件でした。